

(図表3) 定型的な取引と例外的な取引別のチェックポイント

分類	チェックポイント
定型的な取引 (類型化された取引)	収益認識基準適用上の根拠づけが十分か? 事業部門がスムーズに運用できるか?
例外的な取引	事業部門からの相談窓口、対応方法が明確 になっているか?

表上の影響が個々に対応した場合の影響と比較して、重要な差異を生じさせないことが合理的に見込まれる場合、グループ全体を対象として収益認識基準を適用することができ(会計基準18項)以下、「ポートフォリオ・アプローチ」という。

ポートフォリオ

行っていない新たな取引が発生した場合どうするか、代替的な取扱いをする場合の重要性の判断をどう行うか等、マニュアルへの記載が十分か再確認する必要がある。

収益認識基準は原則として個々の契約を対象として適用するため、契約ごとに5つのステップに基づいた判断を行う必要がある。しかし、企業は定型化された多数の取引を行っている場合も多く、個々に対応することは実務上の負担が大きい。実務上の負荷を軽減する観点から、複数の特性の類似したグループ全体を対象として適用することによる財務諸

アプローチを使う場合、特性に類似したグループ化が行われる。グループ化の範囲や根拠を明確にするとともに、定型的な取引、例外的な取引それぞれについて準備が十分か確認しておく必要がある(図表3)。

開示や注記の検討

2020年3月31日に収益認識基準が改正され、注記事項が明らかに

されている。2021年3月期の期末決算後すぐに第1四半期決算への対応が必要になるため、今の段階からどのような注記を行うか検討しておく必要がある。

経過措置の取扱いの検討

収益認識基準の強制適用年度には経過措置が設けられている。経過措

置を使うのか否か、使う場合はどの規定を使うか、各規定を適用することの影響を踏まえて決定しておく必要がある。

関係者との協議

経営者への報告や事業部門、内部監査部門等の関係部署、監査法人との協議が十分できているか再確認する必要がある。

第II章

開示の具体的なイメージをつかむ 経過措置の取扱いと 第1四半報の注記事項

【この章のエッセンス】

- 経過措置の類型ごとに遡及適用の方法を把握するとともに、適用による影響額を集計・検証する日程を監査人と十分に協議する必要がある。
- 簡便的な取扱いでは、会計方針の変更の注記のために、適用初年度において従来の取扱いによった場

合の収益の金額も集計する体制が必要となる。

- 収益の分解情報の注記は、第1四半期報告書から必要となるため、どのような視点で収益を分解し集計するかを早期に決定しておく必要がある。

2018年会計基準を適用していない場合の経過措置

Q1 2018年3月30日に公表された企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「2018年会計基準」という)を